

鹿児島県介護職員実務者研修受講促進事業Q & A

研修受講料支援事業費補助

Q1 研修に使うテキスト代は補助の対象となりますか。

受講費用にテキスト代が含まれている場合は、対象とします。

Q2 領収書を紛失してしまったのですが。

研修受講施設に再発行を依頼してください。

代替職員確保対策事業費補助

Q1 代替職員の職種に制限はあるのですか？

事務職員として雇用するのは対象外とします。

Q2 通信課程を含む実務者研修も補助の対象となりますか？

スクーリング期間に代替職員を配置した場合は、補助の対象となります。
ただし、通信学習期間中の自宅学習のために代替職員を配置した場合は、補助の対象になりません。

Q3 補助の対象となる代替職員の勤務日はどのように考えたらよいですか？

補助対象となる勤務日は、介護福祉士実務者研修を受講する介護職員が研修を受講する日となります。

Q4 代替職員の勤務日の勤務時間は、介護福祉士実務者研修の受講者の受講時間に合わせる必要がありますか？

介護福祉士実務者研修の受講日であれば、代替職員の勤務時間帯に制約はありません。

鹿児島県介護職員実務者研修受講促進事業Q & A

Q5 代替職員には、補助基準額のとおり給与を支払わなければならないですか？

代替職員には補助基準額のとおり給料を支払う必要はありません。事務所の勤務条件に合わせて支給してください。

ただし、代替職員の人件費に充当できる額は、補助金交付要綱に記載された上限額（日額12,080円）となります。

また、代替職員の人件費に充当した額が、補助金交付要綱に記載された上限額（日額12,080円）を下回る場合には、当該充当額（実際に代替職員に支払った人件費）を補助対象とします。

Q6 介護福祉士実務者研修を受講する職員が複数いる場合、1人の代替職員で、代替することはできますか？

できます。

ただし、研修受講日が重なった場合には、当該代替職員は、いずれか1人について、補助対象とします。

Q7 代替職員が中途退職した場合は、どのようになるのですか？

代替職員が途中で退職した場合も、それまでの間に支払った人件費は補助対象とします。

なお、中途退職した代替職員の代わりに職員を採用した場合も、その人件費について、補助対象とします。

Q8 実績報告書はいつまでに提出すればいいですか？

実績報告書の提出は、①補助事業の完了した日から起算して20日以内又は②当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

なお、補助事業の完了した日とは、原則として、その費用の支払いを終えた時とします。